

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	永平寺町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.eiheiji.lg.jp/200/206/1002/p002636.html">http://www.town.eiheiji.lg.jp/200/206/1002/p002636.html</a>

執行機関名 永平寺町長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	永平寺町すくすく保育支援事業実施要綱(令和2年永平寺町告示第109号)による保護者等から徴収する費用の減免に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年永平寺町条例第18号)別表第1 第3の項 永平寺町すくすく保育支援事業実施要綱(令和2年永平寺町告示第109号)による保護者等から徴収する費用の減免に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	永平寺町すくすく保育支援事業実施要綱(令和2年永平寺町告示第109号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、福井県すくすく保育支援事業実施要綱(平成8年3月28日児第333号)に基づき、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを保育分野で進めるため、町が行うすくすく保育事業の実施に関し必要な項目を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		永平寺町すくすく保育支援事業実施要綱